

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事から令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月31日

島根県監査委員	高	橋	雅	彦
同	田	中	明	美
同	山	口	和	志
同	三	島		明

令和4年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

- 1 包括外部監査の特定事件
島根県の住宅施策に関する事務事業について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
次のとおり

令和4年度包括外部監査結果の報告に基づき講じた措置の内容

テーマ 島根県の住宅施策に関する事務事業について

指摘事項・意見	処理方針・措置状況
<p>I. 総論</p> <p>【意見】</p> <p>補助金の目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の効果測定のための尺度・基準として適切なものを設定するためにはまずもって補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていなければならない。 <p>そもそも、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定め、「公益上必要」な場合にのみ普通地方公共団体が補助金を交付できることを定めている。そのため、補助金の目的は「公益上必要」であることが明記されなければならないが、これが明記されない場合、当該補助金は交付すべきものだったのかあるいは交付により効果を上げたのか否かを抽象的にしか把握することができない。よって、補助金の目的が「公益上必要」であることが具体的かつ明確になっていることが重要である。 補助金の効果測定のための尺度・基準や目標値は当該補助金の「目的」と関連性のあるものとしなければならない。 <p>上記のように「公益上必要」であることを目的に明示していたとしても、その目的に関連性のない尺度・基準を用いては補助金の効果を適切に測ることはできないのは当然のことである。</p> <p>また、複数の補助金に共通する尺度・基準や目標値が設定（共通利用）されている場合、「そのうち当該補助金によるもの」という形で常に当該補助金との関連性を意識しておかなければならない。そうでなければ、実績（目標値の達成）が当該補助金によるものか他の補助金によるものか判然としないことになる。 本来、反対給付のない補助金を交付する以上、すべての補助金について効果測定を行うべきである。しかし、実際には補助金の効果測定の尺度・基準や目標値を設定することが困難な場合もあり、その場合には尺度・基準や目標値を定 </p></p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>補助事業については、「公益上必要」な目的に関連した成果指標を設定し、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性について検証を行うよう課内での周知を図った。</p>

<p>めることができなくてもやむをえない。ただし、そのような効果測定のための尺度・基準や目標値を設定しない補助金は効果不明の補助金となるおそれがあるということを自覚し常にその必要性に目を光らせておく必要がある。尺度・基準や目標値がないのをよいことに効果不明の補助金を漫然と存続させることがあってはならない。</p>	
<p>【意見】</p> <p>委託契約の契約方法を随意契約とする場合、その随意契約理由を明確にするとともに、真に随意契約によらなければならないのかを検討すべきである。</p> <p>「随意契約」とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と締結する契約方法をいう。随意契約は、地方公共団体の契約の原則である競争入札に比べ、契約に係る手間を省略することができ、特定の能力や信用等を有する相手先を県の意思により選定することができることから、その適切な運用により効率的に事業目的を達成することが出来るというメリットがある。</p> <p>一方で、随意契約は、特定の業者との間に発生する特殊な関係から契約の透明性、公正性及び競争性に問題が生じる可能性があるため、地方自治法施行令は随意契約をできる場合を限定している。</p> <p>今回の監査対象とした委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しない」ことを随意契約理由としている。</p> <p>同条項を適用する場合には、「当該業務に精通している」あるいは「業務内容を熟知しており信頼度が高い」等をもって契約先を選定することは適当ではなく、「随意契約選定先以外の第三者に履行させることが当該委託業務の性質上不可能であるか」が重要となる。</p>	<p>(審査指導課)</p> <p>随意契約は例外的に認められるものであり、法令規則等に規定された要件に基づき、契約過程の公正の確保及び適正価格の把握に努め、適正な契約の締結を行うよう特に配慮する必要がある。なかでも、「一者随契」は競争を通じた妥当性の検証が期待できないことから、平成18年3月6日に「随意契約取扱指針」や「随意契約についての標準的考え方と具体的事例」を策定し慎重に検討するよう通知している。</p> <p>会計事務研修会や職員ポータル掲示板により周知徹底していくとともに、会計検査において重点検査項目に位置付け指導していく。</p>
<p>【意見】</p> <p>委託契約の相手先が再委託を行う場合には、契約書に則り書面での承諾を行うとともに、再委託される業務についてはその業務の妥当性等を検討すべきである。</p> <p>今回監査対象とした委託契約の契約書すべてにおいて、「乙（委託契約の相手先）は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（島</p>	<p>(審査指導課)</p> <p>出納局が定める標準契約書には、再委託禁止条項を設けており、再委託を前提とする契約であってもこの条項は必要であり、再委託する場合には、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、書面で承諾する必要がある。</p> <p>会計事務研修会や職員ポータル掲示板に</p>

<p>根県)の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とする再委託契約の禁止条項が設けられている。</p> <p>この再委託禁止条項の趣旨は、いわゆる「丸投げ」を防止することにあると考えられる。また、責任の所在が不明確になることの防止、個人情報の漏洩の防止のためにも再委託禁止条項は必要である。</p> <p>今回の監査対象においては、再委託しているにもかかわらず県による書面による承諾がないものが存在した。また、本契約の大部分が再委託とされている契約も存在しており、そのような場合にはその業務の妥当性を慎重に判断すべきである。</p>	<p>より、周知徹底を図るとともに、会計検査において重点検査項目として指導していく。</p>
<p>Ⅱ. 各事業</p> <p>1. しまね定住推進住宅整備支援事業(新築事業)補助金</p> <p>【意見】尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>島根創生計画で掲げるUターン・Iターンの促進を図るという補助金の目的からすると、U・Iターン後の定着も重要であるため、整備した住宅の入居者数以外に、U・Iターン後の居住期間も尺度・基準の一つとして設定することも検討すべきと考える。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>移住・定住者向けの賃貸住宅は、移住・定住施策における導入部分であり、定着にあたっては、当該住宅に入居後、持ち家を取得して転居されるなども想定されるため、当該住宅の居住期間を尺度・基準とすることは難しい。</p> <p>このことから、尺度・基準の見直しは考えていない。</p>
<p>【意見】目標値の妥当性</p> <p>整備した住宅の入居者数を目標値として設定しており、住宅の整備戸数に平均的な世帯人数 2.5 を乗じて算定しているが、近年では単身者の移住定住者が増加しているとのことであるため、目標値の設定が実態と乖離していると思われる。</p> <p>したがって、一律に2.5を乗じるのではなく、各市町村が計画している単身者向け住宅の整備戸数も考慮して、実態に即した目標値を設定すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御意見を参考に、市町村の動向も踏まえつつ、来年度予定している次期島根創生計画のKPI設定に向け、見直しも含めて検討する。</p>
<p>【意見】その他①</p> <p>補助金交付要綱第18条第3項では「過去に補助を受けた住宅の利用状況が第5条第2項第6号に規定する事項に適合しない場合は、報告を行う年度以降における第6条の認定は行わないものとする。」とされている。これは、定住推進住宅の入居資格に合わない者が入居している場合は、市町村が作成した定住推進住宅の供給計画は認定されず、補助金の全部又は一部の返還が必要になる場合があるということである。</p> <p>県における入居状況の確認は、市町村から提出</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>膨大な補助物件全てに対して、毎回現地で入居者に対して入居資格の確認をすることは現実的でなく、また本事業は市町村が実施する事業に対する補助であり、市町村が入居に関する管理を行うことが条件であるため、県としては、市町村からの報告によって確認することで足りると考える。</p>

<p>される利用状況報告書により行われているが、入居資格要件の適合性は補助金の交付や返還に影響する重要な確認事項であるため、書類上の確認だけでなく、実地での確認も行うべきである。</p>	
<p>【意見】 その他②</p> <p>令和3年7月19日に交付決定され、令和4年2月3日に事業の完了検査が行われた定住推進住宅について、補助事業完了の実績報告時に設計住宅性能評価書の写しを添付すべきところ、当該性能評価が未実施であったとのことである。</p> <p>定住推進住宅に係る一定の品質が確保されていることを評価することは重要であり、要綱において、実績報告に添付が求められているものであることから、今後の再発防止を徹底することはもちろん、同様の事象が起きた場合に補助金の一部返還等の対象に含めるなど、要綱の規定方法の改定も検討すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>再発防止のため、交付決定通知において、補助条件として「設計性能評価書の交付を受けること」を明示し、事業ヒアリング等において、実施の有無を確認する。</p> <p>一部返還等の取扱について、設計性能評価が未実施の場合は、既存の要綱の規定に基づいて、補助金交付前に取り消すことも可能であることから、要綱等に規定することは行わない。</p>
<p>2. しまね定住推進住宅整備支援事業(改修事業)補助金</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当補助金については、補助金の目的の達成度を測る尺度・基準は設定されていない。しかし補助金として支給している以上、その効果を測らなければ、当該補助金の目的であるUターン・Iターンの促進がどれくらい図られているか不明のまま、県費を使った補助事業が行われていることになる。</p> <p>したがって、各市町村との連携も密にとりながら、空き家の改修戸数等に基づいた尺度・基準を設定して効果測定をできるようにすべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>整備した住宅の入居者数を尺度・基準として設定する。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>尺度・基準を設定したうえで、その目標値を定め、目標値と実績を比較してフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>整備した住宅の入居者数を目標値として設定し、フィードバックを行う。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>補助金交付要綱第12条第1項では「市町村長は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。」とされ、また、同条第3項では「市町村は、補助金の交付から10年を経過するまでの間に、その責に帰すべき事由によらずに、第1項の財産を補助金の交付の目的に従い使用し、若しくは貸し付けすることができなくなったときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の全部又は一部に</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>膨大な補助物件全てに対して、毎回現地で入居者に対して入居資格の確認をすることは現実的でなく、また本事業は市町村が実施する事業に対する補助であり、市町村が入居に関する管理を行うことが条件であるため、県としては、市町村からの報告によって確認することで足りると考える。</p>

<p>相当する金額を県に納付しなければならない。」とされている。</p> <p>この点、県における定住推進住宅の使用状況の確認は、市町村から提出される利用状況報告書により行われているが、入居又は利用者の要件への適合性は補助金の交付や返還に影響する重要な確認事項であるため、書類上の確認だけでなく、実地での確認も行うべきである。</p>	
<p>3. 島根県老朽危険空き家除却支援事業補助金 【意見】 その他</p> <p>特定の市町村が提出した完了実績報告書において、申請者名を匿名化したり、資料上の除却に関与した業者名称をマスキングするなどの加工をしているものが見受けられた。完了実績報告書提出の趣旨は、支出の適切性について事後的に検証可能とする点にあるところ、前記のような匿名化された記載ではかかる事後検証が困難となりかねないため、匿名化しない形での提出を指導すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>今後は、補助申請者名等の情報を記載するよう指導する。</p>
<p>4. 島根県木造住宅耐震改修等事業費補助金 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当補助金について、県は補助金の効果を測定するための尺度・基準を住宅の耐震化率としている。当補助金の要綱上の目的が「大規模地震発生時に予想される木造住宅の倒壊の抑制を図る」にある以上、その目的に適合する効果測定の尺度・基準は、最終的には「住宅の耐震化率」は適当ではある。</p> <p>しかしながら、当補助金が普及啓発事業に対するものであるため、この尺度・基準では、補助金の効果を測定しにくい状況となっている。補助金を交付した結果、どのような効果が期待されるのかということを明確にし、それを尺度・基準とすべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>住宅の耐震化率を上げることが本事業の目的であり、この事業では、耐震改修事業に対する補助も行っているため、次期事務事業評価策定時においては、住宅の耐震化率を尺度・基準に設定する考えである。</p>
<p>【意見】 目標値の妥当性</p> <p>補助金の効果を測定するための尺度・基準を適切に設定したうえで、その目標値を定め、目標値と実績を比較してフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>上記のとおり設定し、フィードバックを行う。</p>
<p>5. 島根県要緊急安全確認大規模建築物耐震改修補助事業 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当補助金について、県は補助金の効果を測定するための尺度・基準を設けていない。当補助金の要綱上の目的が「建築物の耐震化の促進」にある以上、その目的に適合する効果測定の尺度・基準、</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>現状において93%(残り3棟)の進捗率であり、引き続き耐震改修等の積極的な働きかけを行うが、新たな目的達成の尺度・基準は設定しない。</p>

<p>例えば「要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率」などを尺度・基準として設定するべきである。</p>	
<p>【意見】 目標値の妥当性 尺度・基準を設定したうえで、その目標値を定め、目標値と実績を比較してフィードバックを行う必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 上記のとおりであるので、フィードバックも行わない。</p>
<p>【意見】 その他 本補助金は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定にかかる定め」が設けられていない。このことは、本補助金が建築物の耐震改修を実施する所有者等に対して補助金を交付する市町村を補助対象としているためであり、市町村は消費税の課税事業者ではないため特に問題はない。 しかし、補助事業者に対して事業実施者が提出した「耐震対策緊急促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書」には、「補助対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に参入しない」旨の記載があるが、補助事業者がその根拠となる資料をチェックしているかは不明とのことであった。県が補助金を交付する相手は市町村であるため、県が直接事業実施者から資料を入手して確認を実施する必要はないが、少なくとも補助事業者が根拠資料をもってチェックしていることを確認する必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 市町村が事業実施者に対しチェックしていることを、今後、書面提出やチェックリストを用いるなどの方法により、確実に確認していく。</p>
<p>6. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金 【意見】 その他 当補助金について、資料の実査を行ったところ、工事費の値引きについて、補助対象経費と対象外経費のどちらについての値引きなのか資料上明らかでないものがあつた。補助金交付額の事後チェックのために、補助金算定過程で必要な書類は漏れなく添付することを徹底する必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 工事費の値引きがある等補助対象が不明確なものについては、補助対象の確認に必要な書類を必ず添付させるよう補助事業を行う（一財）島根県建築住宅センターに対して指導した。</p>
<p>7. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策追加分） 【意見】 その他① 当補助金については、補助金の交付先である財団に対して「完了検査済証」が交付されている。この「完了検査済証」の宛先は当然財団となるはずだが、宛先が島根県知事となっていた。事務的なミスであろうと推測されるが、当書類は内部的にもチェックされているはずであり、このようなミスを発見できる体制が構築されていないのではないかという疑念が生じかねない。このようなミスを防止・発見するための体制を構築する必要がある。</p>	<p>(建築住宅課) 再発防止に努め、今後同様の事象が発生しないよう確認体制を整える。</p>

<p>ある。</p> <p>【意見】 その他②</p> <p>当補助金については、以下のような補助金交付にかかる問題点が発見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書に添付されるべき工事請負契約書等の契約額が確認できる書類の写しがないもの。 実際の工事金額と異なる金額に基づき補助金額が算定されているもの。 <p>この点、県は、財団からの月次の報告書及び年間の実績報告書を受領し、実際に財団に赴いて申込者からの提出書類に不備がないかどうかの確認や、補助金額が適正かどうかの確認をサンプルにより行っているとのことであった。</p> <p>確かに、すべての提出書類の確認作業を県が行うことは非効率であり、現実的にも困難であると考えられる。</p> <p>しかし、実際に上記のような問題点は存在しているため、財団への指導及びチェックを徹底し、一件当たりの補助金が適切に算定されるよう努める必要がある。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>現在も実績報告書の確認に加えて、抜き取りによる確認を実施しているが、以後同様の事案が発生しないよう指導した上で、検査において無作為に抽出した複数の申請書をチェックすることで、再発防止に努める。</p>
<p>8. 島根県耐震改修設計施工技術者登録及び木造住宅耐震診断士登録に係る講習会に関する事務委託</p> <p>【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当委託事業については、事務事業評価シート上のKPI(重要業績評価指標)は「公共建築物の耐震化率」とされている。ただ、当委託事業は木造住宅の耐震改修に係る設計施工技術者の技術力向上を図るとともに県民に対して適切な技術者情報を提供することを目的としている以上、民間建築物(特に住宅)の耐震化率の向上に寄与する事業であると考えられる。</p> <p>よって、当委託事業を含む建築物等地震対策事業の成果を測定する尺度としては、「公共建築物の耐震化率」のみならず、「民間建築物の耐震化率」も設定すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御意見を参考の上、民間建築物の耐震化率を新たな目的達成の尺度として次期事務事業評価策定時において設定する。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「講習会の講師は、木造住宅の構造技術の知識を熟知し、講習会受講対象である建築士の住所、勤務地を把握している団体は一般社団法人島根県建築士会以外にないため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なもので</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>講習会の運営に係る事務が円滑に実施できる団体は、各地域支部を有し各地域の実情を把握している一般社団法人島根県建築士会以外にないことから、随意契約が適切である。</p>

<p>あればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	
<p>9. 令和3年度耐震診断及び改修の啓発業務委託 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当委託業務は、建築物等地震対策事業の施策の一つとして、事務事業評価シート上のKPI（重要業績評価指標）は「公共建築物の耐震化率」とされている。ただ、当委託業務は耐震診断及び改修の重要性を県民へ周知するための学習会等を開催し、建物の耐震化を促進することで、県民の生命、財産の安全を確保することを目的としており、その内容は、技術者向け耐震改修技術普及やコンクリートブロック塀の点検に関する技術者研修であるから、技術者への普及の程度を測るための何等かの指標を設定するのが望ましい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御意見を参考の上、民間建築物の耐震化率等を新たな目的達成の尺度として設定することを検討する。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「優れた技能を有することや地域の住宅事情に精通していること、営利を目的とせず、技術向上のための講習会等への取り組み及び実績がある委託先が望ましく、これらを満たす団体としては一般社団法人島根県建築士会しかないため」との理由で随意契約とされており、過去8年程度当該建築士会に委託している。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>しかし、現状のような競争性が排除されたままの状態は望ましくないと考えられる。</p> <p>最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>知識、建築物の実情に精通し、各地域学習会の実施体制が整っている団体としては、県内11支部を有している一般社団法人島根県建築士会以外にないことから、随意契約が適切である。</p>
<p>10. 特殊建築物等定期報告に関する事務委託 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>本事業においては事業目的の達成度を測る尺度・基準は定められていない。事業評価の観点からは、報告率等により指標を定めることが望ましい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>建築物の安全性確保の取組を推進することを目的として国が示した指針に基づき策定した島根県建築行政マネジメント計画において報告率を目標値として定めており、これにより達成度を把握していることから</p>

<p>【意見】 成果物の妥当性</p> <p>委託事務完了報告書が期限内に提出されており、添付書類に提出漏れもない。</p> <p>しかし、「IV. その他 (2)」記載の相談件数が「およそ 45 件」とされており、件数の把握が正確になされていない。同件数は、事務委託費算定の参考となる指標であることを踏まえると、正確な相談件数の把握と報告がなされることが望ましい。</p>	<p>KPI を新たに設定することは考えていない。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>令和 4 年度より正確な相談件数の報告を求めている。</p>
<p>【意見】 その他①</p> <p>当委託契約について、随意契約とされている。確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>本業務は建築基準法に基づく定期調査・検査報告書の取りまとめ及び報告内容の指導、安全管理に関する啓発及び研修の実施を内容としており、当該業務を確実に履行できる者は、県内において一般財団法人島根県建築住宅センター以外にないことから、随意契約が適切である。</p>
<p>【意見】 その他②</p> <p>委託契約書第 2 条において委託事務要領が別添として契約書外の書類とされている。しかしながら、契約書中には委託事務の内容が特定できる条項がなく、前記要領が業務の方法の指示等の細目に留まらず、委託事務の内容を特定するものとなっており、両者は契約内容の特定の観点からは一体として評価されるべきものである。かかる評価を踏まえると、委託契約書のみでは債務が特定できず契約書としては不十分と言える。</p> <p>今後は、両者を一体として編綴する、もしくは契約書中に委託事務の内容が特定できる条項を入れるなどの改善がなされることが望ましい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>令和 5 年度契約より委託事務要領を契約書に編綴している。</p>
<p>11. 建築基準適合判定資格者検定受検者研修業務事務委託</p> <p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「委託者は、建築基準法に規定する技術基準の適否について県と同等の能力を有しており、本委託業務を行える団体は一般財団法人島根県建築住宅センター以外にないため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>当業務は、年々難易度が高まる建築基準適合判定資格者検定において、建築指導行政の充実を図るため、行政職員合格者の確保に向け必要な研修を行うものである。</p> <p>一般社団法人島根県建築住宅センターは、建築技術者等の育成を業務目的の一つとして設立された法人であり、建築指導経験が豊富な当該資格者を複数有し、当研修を効率的、効果的に行える体制を整えている。この</p>

<p>る。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>ような者は、県内において当該法人以外にな いことから、随意契約が適切である。</p>
<p>12. 住宅施策情報提供事業業務委託 【意見】 尺度・基準の内容の妥当性</p> <p>当委託事業については、事務事業評価シート上の KPI（重要業績評価指標）は「島根県建築住宅センターホームページへのアクセス件数」とされている。</p> <p>当委託事業は、県民に対して住宅に関する情報提供を行うことを目的としており、この点でアクセス件数を KPI とすることに不合理はない。</p> <p>ただし、もう一方では、建築工事における新しい製品や工法の活用促進を図るという目的に対しては当該 KPI で判断できるものではないと考えられる。当該目的に合致する副次的な KPI の設定も検討すべきである。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>本委託事業に含まれる建築工事における新しい製品や工法の活用促進を図ることについては、建築分野における「しまね・ハツ・建設ブランド登録制度」の補助的業務を委託するものであり、KPI の設定はなじまないと考える。</p>
<p>【意見】 その他</p> <p>当委託契約について、「県の施策や建築に関する知識・技能に精通し、県民向けの住宅相談等の多様な事業を実施しているほか、事業者と行政を結ぶ県内最大のネットワークを構築しており、県内全域の県民に対して、幅広く総合的に提供できる県内唯一の団体であるため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。</p> <p>当委託契約は、複数年同一内容の契約が継続しており、当初の契約時から同一の相手先と随意契約を行っている。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>一般財団法人島根県建築住宅センターは、県の施策や建築に関する知識・技能に精通し、県民向けの住宅相談等の多様な事業を実施しているほか、事業者と行政を結ぶ県内最大のネットワークを構築しており、県内全域の県民に対して、幅広く総合的に提供できる県内唯一の団体である。よって、この団体以外に適任はいないことから随意契約が適切であると考える。</p>
<p>13. 島根県住生活基本計画等策定業務委託 【意見】 その他</p> <p>島根県住生活基本計画（島根県住宅マスタープラン）は、全国計画に即し、本県の特性を踏まえながら、住宅セーフティネットの構築を図りつつ、市場重視、良質な住宅ストックの形成に向けた住</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>本業務は、島根県住生活基本計画を策定するために必要となる資料の収集・作成、会議の運営補助等の補助的な業務を委託するものであり、当該計画における方針や施策等の</p>

<p>宅施策を進めるものとして策定されたものである。その策定過程においては、各方面の専門家を中心に構成された「島根県住宅政策懇話会」が複数回開催され、そこでの意見等も参考にされるものの、一般財団法人島根県建築住宅センターが、分析業務等の外部への再委託も利用しながら実質的に主体となって策定しているものである。</p> <p>しかし、島根県住生活基本計画は、県が実施する住生活に関する政策の根幹をなすものであるため、そもそも外部に委託して策定する業務になじまないと考える。すなわち、まず、住生活に関する政策は、住宅、高齢者福祉、子育て、環境、土木など、様々な分野に広く関係し、また、県の各課がそれぞれの分野の実情を最も把握していて然るべきである。</p> <p>したがって、例えば、県の住生活施策に関わる各課を横断的に組織したマスタープラン策定チーム等を組織して、県が主体となって策定していくべきと考える。これにより、当該基本計画及びそれに基づく各種施策に対する県としての説明責任にもしっかり対応できるものが策定できるものと考えられる。</p> <p>もちろん、情報の収集やデータ分析の外部委託の必要性は認められるが、それはあくまでも補助的な利用にとどまるべきである。</p>	<p>検討及び決定は県が主体となって実施している。</p> <p>また策定にあたっては、「島根県住宅政策懇話会」とは別に、住生活に関連する庁内各課で組織する「庁内連絡会議」を設け、県としての住生活に関する政策の方針や施策、本計画の内容について検討を行っている。</p> <p>このように、住生活基本計画の策定にあたっては、県が主体となっていることから、各施策に対する説明責任にも十分対応できていると考える。</p>
<p>14. 島根県営住宅（出雲市一の谷団地）法面对策工事設計書等作成業務</p> <p>【意見】その他①</p> <p>当委託契約について、随意契約とされている。しかし、いずれの理由についても、およそ他の事業者の実現不能な理由とまでは言えず、最初から他の事業者を排除するのは相当とは言えない。</p> <p>また、本事業の業務委託料算定に先立ち、受注者のみから設計図書作成の見積を取得している点も経済合理性の観点からは相当とは言えない。地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>本業務は県営住宅敷地内で生じた法面崩落の復旧工事の発注にかかる工事設計図書の作成業務を委託するものである。</p> <p>県営住宅の入居者及び近隣住民の安全確保において、適切かつ迅速に対応する必要がある。また、公正・中立的な立場で県の執行と同等の技術で遂行できる必要がある。住宅供給公社は管理代行を受注し、現地の状況を把握しており、かつ、県の執行も熟知していることから、住宅供給公社との随意契約は適切であると考ええる。</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>委託要領書によれば、本件の業務内容として「島根県営住宅（出雲市一の谷団地）法面对策工事の実施に必要な設計図書等の作成を実施するものとする」とされている。また、同要領書によれば「2-2. (2)設計・測量・調査・設計業務の発注」として、設計図書等の作成に必要な業務は受注者自</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、今後は①と②を分けた発注を行うものとする。</p> <p>また、入札代行や監理業務を委託する際の契約書は、標準業務委託契約書を用いるものとする。</p>

らが実施するのではなく、第三者に入札等の手続を経て発注することとされている。

これを受け、本件においては、受注者が入札を実施して第三者を選定して設計図書作成業務を委託し（以下「本件第三者委託」という。）、受注者自らは当該業者の業務監理を行っている。

このようなスキームが採用されている点について、建築住宅課の説明は以下の様なものであった。「建築住宅課には本件のような土木工事に関する見積りや入札のノウハウがないため、本来であれば土木総務課等に依頼する事業である。

しかし、当時災害対応で土木総務課等は業務繁忙で迅速に本件の対応を行うことが困難であった。そこで、上記ノウハウを有する受注者から見積りを取得し、その金額を踏まえて受注者に業者選定・発注業務や業務の管理を実施してもらう前提で随意契約を行った。委託しているのは入札等の手続・業務監理であり、設計業務そのものではないので本件第三者委託は再委託には該当しない」という認識である。

以上を前提に、監査人としての意見は以下のとおりである。

(1) 再委託該当性について

本件においては、①設計図書作成業務、②①のための発注・入札や業務監理が区別され、受注者は②のみを担当しているため、①が受注者ではない第三者に委託されていたとしても、再委託には該当しないというのが担当課の認識と思われる。

確かに、②の業務の結果として、①について県と第三者との直接の契約が別途締結されているのであれば、担当課の認識通り再委託には該当しないというべきである。

しかし、本件では、①に要する費用相当額についても本件委託契約の代金額に含まれているだけでなく、受注者が発注者となって第三者との設計図書作成にかかる委託契約を締結しており、県はその当事者となっていない。すなわち、県の立場からすれば、あくまで契約相手方は第三者ではなく受注者であるから、本件第三者委託は、再委託に該当することは明らかである。

なお、本件業務委託契約の解釈として、①そのものは受注者への委託業務には含まれていないという解釈をとる余地もないわけではない。

しかし、その場合、①については本件業務委託とは別に県が第三者との間で業務委託契約を締結し、受注者ではなく当該第三者に直接委託代金を

<p>支払うことになっていなければならない、実態とは大きく乖離している。したがって、実態を前提とした契約解釈としては、前記の解釈が相当というべきである。</p> <p>(2) 再委託禁止への該当性</p> <p>本件第三者委託が再委託に該当するとした場合、契約書第6条所定の再委託禁止条項に抵触しないかが問題となる。</p> <p>この点、①及び②の双方が委託業務内容になっていることや設計図書は作成されていないことからすれば、本件第三者委託は、一括再委託とはいええず、また設計図書において指定した主たる部分の再委託ともいえない(第6条1項参照)。</p> <p>また、本件の再委託自体は、事前に想定されているものであることは明らかであるから、事前の承諾があるものと評価でき、同条2項3項にも抵触しないといえる。したがって、形式的には契約書第6条に反するものともまでは言えない。</p> <p>しかし、第6条1項については、設計図書の存在を前提とする条項となっているところ、そもそも設計図書の作成を業務内容とする本件においては、かかる条項は不相当ともいえる。本件業務において、設計図書の作成業務は、業務委託料の大部分を占める本質的に主要な業務であるとすれば、実質的には「主たる部分」であることは明白であり、本件第三者委託は、実質的には第6条1項の趣旨に抵触するものというべきである。</p> <p>したがって、本件においては、①と②を分けて委託契約を締結することが相当であったというべきである。</p> <p>また、今後②の契約を行う際には、土木設計業務等委託契約書ではなく、入札代行や業務監理についての業務委託契約書を用いるべきである。</p>	
<p>15. 島根県営住宅(浜田市汐入団地)法面对策工事設計書等作成業務</p> <p>【意見】その他①</p> <p>当委託契約について、「当業務を委託できる事業者は住宅供給公社以外にいないため」との理由で随意契約とされている。また、法面对策工事は土木工事だが、所管する建築住宅課にはそのノウハウが不足しており、ノウハウがある県の土木総務課等は災害対応で忙しいという理由もあり、土木のノウハウがある住宅供給公社に委託している。</p> <p>しかしながら、住宅供給公社も別の事業者によるその事業の大部分を委託している。確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>本業務は県営住宅敷地内で生じた法面崩落の復旧工事の発注にかかる工事設計図書の作成業務を委託するものである。</p> <p>県営住宅の入居者及び近隣住民の安全確保において、適切かつ迅速に対応する必要があり、また、公正・中立的な立場で県の執行と同等の技術で遂行できる必要もある。住宅供給公社は管理代行を受注し、現地の状況を把握しており、かつ、県の執行も熟知していることから、住宅供給公社との随意契約は適</p>

<p>特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>切であると考える。</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>当委託契約について、住宅供給公社は指名競争入札を行い、株式会社グランド調査開発に令和3年度島根県営住宅（浜田市汐入団地）法面対策工事測量調査設計業務として22,783,200円で業務を委託していた。建築住宅課の説明では、住宅供給公社への委託要領書に設計業務等の発注、委託監理、完了検査も委託業務に含まれているため、これは委託契約書に記載されている再委託には当たらないとしている。</p> <p>現状、上記の理由から県は住宅供給公社に対して入札方法を指定せず、入札状況も把握していない。しかし、県としては最低限、住宅供給公社が行った入札状況を把握しておく必要がある。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、今後は委託先の決定方法について事前承諾し、契約結果について報告を求めるものとする。</p>
<p>16. 島根県営住宅（松江市湊北台団地）歩道整備工事設計書等作成業務</p> <p>【意見】その他①</p> <p>当委託契約について、「当業務を委託できる事業者は住宅供給公社以外にいないため」との理由で随意契約とされている。</p> <p>また、歩道整備工事は土木工事だが、所管する建築住宅課にはそのノウハウが不足しており、ノウハウがある県の土木総務課等は災害対応で忙しいという理由もあり、土木のノウハウがある住宅供給公社に委託している。</p> <p>しかしながら、後述するが住宅供給公社も別の事業者はその事業の大部分を委託している。</p> <p>確かに、随意契約は、競争に付する手間を省略することができるため、特定の能力等のある業者を選定することができるため、その運用が適切なものであればその目的を効率的に達成することができる。最初から契約先を他にないとの理由で排除せず、地方公共団体の契約における原則である競争入札の手法の検討を行うべきである。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>本業務は建替事業に当たり、周辺住民の交通安全上、急遽必要となった歩道整備工事の発注にかかる工事設計図書の作成を委託するものである。</p> <p>建替事業のスケジュール上の制限から、緊急的対応を要するものであり、公正・中立的な立場で県の執行と同等の技術で遂行できる必要がある。このことから管理代行を通じて現地の状況を把握し、かつ、県の執行も熟知している、住宅供給公社との随意契約は適切であると考える。</p>
<p>【意見】その他②</p> <p>当委託契約について、住宅供給公社は指名競争入札を行い、株式会社共立エンジニアに令和2年度島根県営住宅（松江湊北台団地）歩道整備工事測量・調査・設計業務として30,826,400円で業務を委託していた。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、今後は委託先の決定方法について事前承諾し、契約結果について報告を求めるものとする。</p>

<p>建築住宅課の説明では、住宅供給公社への委託要領書に設計・測量・調査等業務の発注、業務監理、業務完了検査も委託業務に含まれているため、これは委託契約書に記載されている再委託には当たらないとしている。</p> <p>現状、上記の理由から県は住宅供給公社に対して入札方法を指定せず、入札状況も把握していない。</p> <p>しかしながら、県としては最低限、住宅供給公社が行った入札状況を把握しておく必要がある。</p>	
<p>17. 島根県営住宅の管理代行及び家賃等の収納委託</p> <p>【指摘事項】その他①</p> <p>島根県営住宅の管理代行及び家賃等の収納委託業務の随意契約理由は、「公営住宅法第47条第1項により公営住宅の管理代行は当該事業主体以外の地方公共団体、又は地方住宅供給公社に限られるが、松江市外10市町に建設している県営住宅を一括して管理代行できる者は島根県住宅供給公社が唯一のものであり、平成29年3月15日に県営住宅の管理運営の特例について知事同意を行っているため」とされている。</p> <p>確かに、管理代行については、法で定められているため公社を相手方とする随意契約については何ら問題ないと考えられる。</p> <p>しかし、管理代行業務を委託できる範囲は限られており、そこには収納業務は含まれていない。すなわち、「管理代行業務」と「収納業務」は明確に区分されており、収納業務は公社以外の他者に委託することも可能である。</p> <p>この点、県の随意契約理由は管理代行と収納業務を一体のものとした理由となっており、収納業務の随意契約理由が示されていない。このことは、結果として地方自治法施行令第167条の2に反するものと考えられる。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>収納業務については、管理代行業務と一元的に行うことが最も効率がよいため、両業務を一体として契約している。</p> <p>御指摘を踏まえ、令和5年度の契約から「管理代行業務」の随意契約理由に加え、「収納業務」に関する随意契約理由を示して執行している。</p>
<p>【指摘事項】その他②</p> <p>入居率100%、すなわち新規募集を行わない県営住宅において、収入超過者及び高額所得者が居住しているケースが散見された。</p> <p>県としても、収入超過者には近傍同種家賃を設定し割高な家賃を徴収し、高額所得者に対しては近傍同種家賃を徴収したうえで明渡請求の対象となることを周知し、毎年ヒアリング及び指導を行っている。</p> <p>しかし、現実として高額所得者及び収入超過者が居住しているために真に生活に困窮している県</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>高額所得者に対してはこれまでも状況把握を行い、適宜、指導により明け渡しを求めているところである。</p> <p>しかし、この度の御指摘を踏まえ、高額所得者に対し適正・公平に対応するため、高額所得者の明渡請求の実施に向け、基準(要領等)の作成を行う考えである。</p>

<p>民が希望の団地に入居できないという状況が発生していると推測される。</p> <p>島根県営住宅条例において、収入超過者は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならない（島根県営住宅条例第31条）と規定され、高額所得者に対しては、知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする（島根県営住宅条例第32条第1項）と規定されている。</p> <p>入居率のいかんに関わらず、県営住宅の趣旨が、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住居を賃貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することにある以上、特に高額所得者に対しては、実際の明渡請求を行うべきである。</p>	
<p>【意見】その他③</p> <p>県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者を対象としており、入居時はもちろんのこと、入居後も収入申告書を提出し、収入申告を行うことになっている。</p> <p>この収入申告は、原則として世帯員全員の課税（所得）証明書の提出が義務付けられており、例外として未成年で未就労の入居者は当該課税（所得）証明書の提出が不要とされている。</p> <p>収入申告書を閲覧したところ、未成年について課税（所得）証明書が添付されていないケースが散見された。</p> <p>未成年でもアルバイト等の収入により所得が生じている可能性もあるため、入居者間の公平を期すためにも未就労であることを確認する手続きが必要である。</p> <p>具体的には課税（所得）証明書あるいは非課税証明書を添付するか、当該証明書を入手することが困難な場合には、本人にヒアリングを行うなどの方法が考えられる。</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>未成年でも収入がある方には課税（所得）証明書等を提出いただいております。未成年就労者の所得把握はできていると認識しています。</p> <p>未成年者へ一律で証明書提出等を求めることは、入居者への負担も考慮し、行わない考えである。</p>
<p>【意見】その他④</p> <p>県営住宅の家賃滞納者に対しては、滞納状況により様々な措置が講じられているところである。</p> <p>このうち、前月分以外の滞納家賃が1か月以上の滞納者に対しては、必要に応じて「納付誓約書」を提出させ、未納家賃の回収に努めている。</p> <p>この納付誓約書には、「支払期日」「支払額」「摘要」欄が設けられているが、公社の現場管理事務所において納付誓約書を閲覧した結果、その記載が不十分なものが散見された。</p> <p>未納家賃の回収の実効性を確保するために、納付誓約書に記載された未納家賃の額を「いつ支払</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>御意見を踏まえ、納付誓約書の適正な記載がなされるよう、管理代行者に対して必要な周知及び指導をした。</p>

<p>うか」、「いくらずつ支払うか」、「いつ完済予定なのか」がわかるよう記載する必要がある。</p>	
<p>【意見】その他⑤</p> <p>県営住宅駐車場については、その適正な管理運営に必要な経費として、管理代行者が駐車場の使用を許可した自動車一台当たり月額 100 円が委託料として各管理組合に支払われている。</p> <p>この委託料については、「島根県営住宅駐車場管理委託実施要領」により、各管理組合において収入支出経理簿及び収支決算書を作成し、委託料に不用額が生じた場合には管理代行者に返還しなければならないとされているが、現行要領が設定されるまでは上記不用額を返還しないルールとなっていた。</p> <p>その結果、当時の繰越額が各管理組合に残存している状況である。残存している過去からの繰越額に関する取り扱いは、現行要領上定めがないため、各管理組合において委託料の管理が適正に行われるよう、県と住宅供給公社の間で協議し適正に処理していただきたい。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>委託料の不用額返還を義務付けた平成24年3月の要領改正時において、それまでの残存繰越額については返還を要しない旨の通知を行っているものである。</p> <p>この残存繰越額については駐車場管理組合において適切に管理されているものと認識しているが、御意見を踏まえ、適正管理について再度周知を図る。</p>
<p>18. 島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの仕様変更業務委託</p> <p>【指摘事項】その他</p> <p>当委託業務は、島根県住宅供給公社が県から受託しているが、システムの改修作業自体はA社及びB社が行っていることから、再委託の関係にあると考えられる。</p> <p>この点、委託契約書第16条によれば、再委託を行うには県からの書面による承諾が必要とされているものの、書面による承諾はないとのことであり、委託契約書第16条に基づく書面による承諾が必要である。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>御指摘のとおり書面による承諾が必要なことから、今後、再委託があった場合は書面による再委託の承諾を徹底する。</p>
<p>19. 住宅管理システムと財務会計システムのデータ連係に係る業務委託</p> <p>【意見】その他</p> <p>当委託業務は、富士通株式会社からC社に再委託が行われている。当該再委託については、富士通株式会社から再委託承認申請が提出され、県も再委託承認通知で再委託を承認しており、委託契約書第15条の再委託手続きとしては何ら問題はない。</p> <p>しかし、当該再委託承認申請は本契約の締結日と同日付で行われており、そもそも再委託されることが前提になっていると考えられる。</p> <p>また、再委託の内容が、</p> <p>(1) Q&A 対応、障害切り分け</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>住宅管理システムは富士通株式会社が開発したパッケージソフトをカスタマイズしたものであり、当該システムの著作権は富士通株式会社にあることから、当該委託を契約できる事業者は富士通株式会社以外にない。</p> <p>よって、委託先が「富士通株式会社以外にない」とする随意契約理由は適当であると考えられる。</p> <p>なお、富士通株式会社は「軽微な修正作業」のみならず、各業務における全体統括</p>

<p>(2) 作業依頼（データ修正、データ抽出）</p> <p>(3) 定期報告</p> <p>とされており、本契約上の「軽微な修正作業」のみが富士通株式会社に残されており、上記「事業の概要」に記載した委託業務の大部分が再委託とされ、実質的には再委託先であるC社が当該委託業務を行っているものと考えられる。</p> <p>以上を鑑みると、C社を本契約の委託先とすることも考えられ、「島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの開発運用会社である富士通株式会社以外では、当該業務を遂行することができないため」という随意契約理由は適当でないと考えられる。</p>	<p>業務も行っている。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------